

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

◎政策等の題名：「杉並区地域防災計画(平成21年修正)(素案)」

◎政策等の案の公表の日：平成21年12月11日

◎意見提出期間：平成21年12月11日から12月24日まで(14日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、3件の意見の提出がありました。

提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	3	3		4
F A X	0			
電子メール	0			
ホームページ	0			
その他	0			
合計	3	3	0	4

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏;2項目、B氏;3項目⇒項目数;5)

◎お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

番号	◎提出意見	◎提出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等
1	被害想定の根拠は何か。 区の場所別被害は。	平成18年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」により示された杉並区の被害想定に基づいています。区の場所別被害については示されていませんが、住宅地である区の特性を考慮し、木造住宅密集地域を中心とした地震に強いまちづくりの対策として、不燃化や耐震化等の推進施策を計画に反映いたしました。
2	減災目標に対し、区は何時までに何をするのか。 民間は何をやればいいのか。	今回の改定では、被害想定に対して減災目標を定め、「死者の半減」「避難者の減」「外出者の早期帰宅」の3つの柱について、10年以内の達成を目標としています。各目標を達成するため、建物の耐震化や木造密集地域の不燃化促進、消防力の強化、帰宅支援の強化等を計画に反映いたしました。民間については、建物の耐震化促進や家具類の転倒防止対策の推進、自主防災力の強化等に対し支援を行っていきます。また、事業所等に対しましては、地震発生直後の帰宅抑制や備蓄の推進等について啓発を行っていきます。

3	備蓄倉庫の数が少ない。	現在区では、区内29箇所に災害備蓄倉庫を整備しています。このほか、区立小・中学校66校を震災時の救援所としていることから、学校内に防災倉庫を設置しております。今後におきましても、備蓄品目や数量の配備計画と併せて備蓄倉庫の整備を行っていきます。
4	今回の改定においての具体的な改善内容は何か。	今回の主な改定項目として、新たな被害想定に基づく「死者の半減」「避難者の減」「外出者の早期帰宅」を減災目標として定め、10年以内の達成に向けた施策を反映しています。また、災害時においても区が行うべき業務を継続または早期再開させるための対策として「業務継続計画」を策定いたします。災害時要援護者対策については、「地域のたすけあいネットワーク」の拡充や震災救援所との連携強化を進めます。帰宅困難者については、帰宅の円滑化の支援と一斉帰宅の抑制を柱とした対策を進めていきます。

問い合わせ先

危機管理室 防災課
電話3312-2111